

東武バスグループに 転居を伴い転職する方を応援します！！

北海道、東北、近畿や九州などの遠隔地から転居を伴い東武バスグループに入社していただく方を支援します。現在関東に居住している方も条件に該当する場合は支援対象になります。

「実家にUターンして働きたい」「心機一転、関東で働きたい」というあなたを転居支援等でサポートします。

1. 転居支援金制度

○対象者

以下の条件すべてに該当する方

- ア 入社内定日から入社後3ヶ月までの間に転居する方
※転居前後の居住地を確認できる書類が必要になります。(住民票、戸籍附票)
- イ 現居住地から新居住地まで30km以上の方
- ウ 入社内定日から入社日までに事前申請ができる方

○支援内容

- ア 70万円(税込)を上限に引越費用を支援します。
※不用品の処分料、荷物の一時預かり費用など支援対象にならないサービスもあります。
- イ 転居支援(引越費用)には、新賃貸物件の敷金・礼金等の初期費用の一部も含まれます。
- ウ 入社後、一定期間内に退職した場合は、支援金は返納していただきます。

2. 住居賃貸料の一部補助

○対象者

以下の条件すべてに該当する方

- ア 関東地方(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県)以外に居住している方
- イ 入社内定日から入社後3ヶ月までの間に転居する方
※転居前後の居住地を確認できる書類が必要になります。(住民票、戸籍附票)
- ウ 本人名義の賃貸借契約書の写しを提出できる方

○支援内容

- ア 入社後一定期間、住居賃貸料の一部を補助します。
- イ 転居エリアなど、不安なことがございましたらご相談ください。

○その他

転居支援金制度との併用可

勤務地

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| 【東京都】
足立区、葛飾区 | 【千葉県】
柏市 | 【栃木県】
日光市 |
| 【埼玉県】
草加市、八潮市、三郷市、吉川市
さいたま市、上尾市、川越市、坂戸市、新座市 | | |

※配属先は、新居住地から通勤可能な事業所になります。
自家用車・バイクで通勤する方は、規程により自家用車通勤手当を支給します。

転居支援に関する問い合わせ先

東武バスグループ 採用担当
東京都墨田区押上2-18-12
03-3621-5306